

介護保険における福祉用具購入費の助成の手引き【高砂市版】

高砂市介護保険課

制度の概要

要介護(要支援)認定を受けている方(以下「要介護者等」という。)が、入浴や排泄などに使用する下記の特定福祉用具を指定特定福祉用具販売事業者から購入する際、同一年度(4月1日から翌年3月31日まで)で10万円までの費用を限度として、その購入費の9割(所得により8割または7割)相当額を支給します。特定福祉用具購入費が支給されると、それ以後の同一種目の福祉用具購入については、原則、介護保険給付の対象外となります。

ただし、既に購入した特定福祉用具の破損や、要介護者等の介護の必要の程度が著しく高くなった場合等は、高砂市が必要と認める場合に限り、例外として、一度購入された同一種目の福祉用具であっても対象となります。なお、病院や施設等に入院又は入所中の方は申請できませんのでご注意ください。

※平成29年4月からの介護予防・日常生活支援総合事業の開始により、事業対象者に移行した場合は、支給対象外となります。

※高砂市では、公益財団法人テクノエイド協会の福祉用具情報システム(TAIS)に「販売」マークが掲載された商品のみ、給付対象としています。

保険給付対象となる特定福祉用具販売の対象種目(次の1～9 のいずれかに該当するもの)

1 腰掛便座(次のいずれかに該当するものに限る。)

- ・和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの(腰掛式に変換する場合に高さを補うものを含む。)
- ・洋式便器の上に置いて高さを補うもの
- ・電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの
- ・便座、バケツ等からなり、移動可能である便器(居室において利用可能であるものに限る。)

2 自動排泄処理装置

自動排泄処理装置の交換可能部品(レシーバー、チューブ、タンク等)のうち、尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるもの。専用パッド、洗浄液等排泄の都度消費するもの及び専用パンツ、専用シーツ等の関連製品は除く。

※自動排泄処理装置本体は、介護保険の福祉用具貸与(レンタル)の対象です。

3 排泄予測支援機器

4 入浴補助用具(次のいずれかに該当するものに限る。)

- ・入浴用いす/浴槽用手すり/浴槽内いす/入浴台/浴室内すのこ
- /浴槽内すのこ/入浴用介助ベルト

5 簡易浴槽

空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるものであって、取水又は排水のために工事を伴わないもの

6 移動用リフトのつり具の部分

身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なもの

※移動用リフト本体は、介護保険の福祉用具の貸与(レンタル)の対象です。

※高砂市では、公益財団法人テクノエイド協会の福祉用具情報システム(TAIS)に「販売」のマークが掲載された商品を給付対象としています。

【福祉用具貸与(レンタル)と販売の選択制の対象品目】

7 スロープ

貸与告示第八項に掲げる「スロープ」のうち、主に敷居等の小さい段差の解消に使用し、頻繁な持ち運びを要しないものをいい、便宜上設置や撤去、持ち運びができる可搬型のもの除く。

8 歩行器

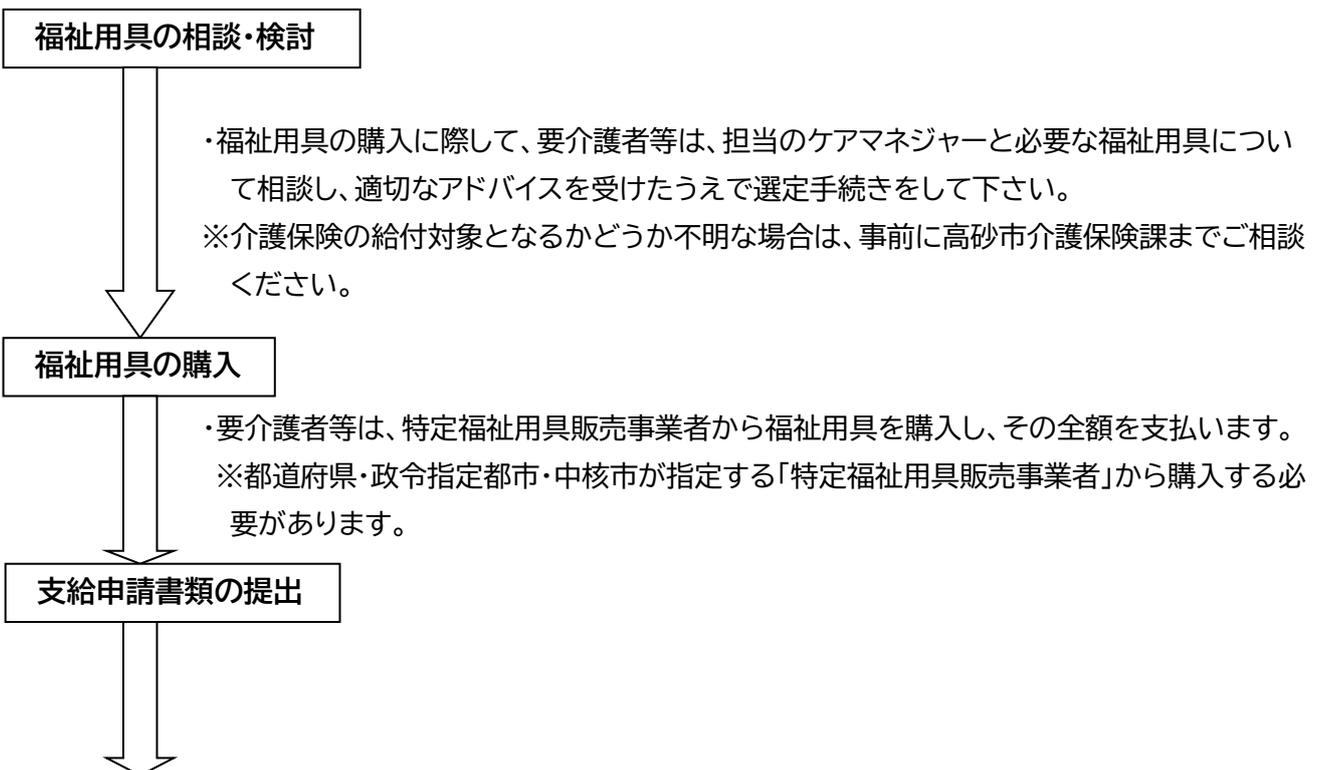
貸与告示第九項に掲げる「歩行器」のうち、脚部が全て杖先ゴム等の形状となる固定式又は交互式歩行器をいい、車輪・キャスターが付いている歩行車は除く。

9 歩行補助つえ

カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチおよび多点杖に限る。

支給の流れ(提出書類及び支給方法)

[償還払方式]



【提出書類】

- ①介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費支給申請書(償還払)
※「福祉用具が必要な理由」は、品目ごとに記載して下さい。
- ②領収証
※要介護者等本人あての原本が必要です。
- ③購入した福祉用具のカタログの写し

福祉用具購入費の支給

- ・支給申請書類の提出を受けて審査した結果、高砂市が適当と認めた場合に福祉用具購入費を支給決定し、支給申請の翌月末に要介護者等の指定口座に振込を行います。(※振込前に要介護者等あてに「介護保険償還払支給決定通知書」を送付します。)
- ※申請の内容によっては、支給が遅れる場合や、支給出来ない場合があります。

[受領委任払方式]

事業者登録申請(販売事業者向け)

- ・受領委任払を取り扱うにあたって、事前に高砂市に受領委任払取扱事業者登録申請をしていただき、登録決定を受けていただく必要があります。
- ・高砂市の登録決定無しに受領委任払を取り扱うことは出来ませんので、ご注意下さい。

【提出書類】

- ① 介護保険給付費受領委任払取扱事業者登録申請書(様式第1号)
- ② 介護保険給付費受領委任払の取り扱いに係る確約書(様式第2号)

事業者登録決定(販売事業者向け)

- ・高砂市は、申請内容について審査し、介護保険給付費受領委任払取扱事業者登録決定通知書(様式第3号)により、販売事業者あてに通知します。

福祉用具の相談・検討

- ・福祉用具の購入に際して、要介護者等は、担当のケアマネジャーと必要な福祉用具について相談し、適切なアドバイスを受けたうえで選定手続きをして下さい。

※介護保険の給付対象となるかどうか不明な場合は、事前に高砂市介護保険課までご相談下さい。

福祉用具の購入

・要介護者等は、受領委任払取扱事業者として高砂市の登録を受けた特定福祉用具販売事業者から、福祉用具を購入します。購入費の支払いにあたっては、販売額に要介護者等の介護保険負担割合(1割～3割)を乗じた額を支払います。

支給申請書類の提出

【提出書類】

①介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費支給申請書(受領委任払)

※「福祉用具が必要な理由」は、品目ごとに記載して下さい。

②領収証

※要介護者等本人あての原本が必要です。

③購入した福祉用具のカタログの写し

福祉用具購入費の支給

・支給申請書類の提出を受けて審査した結果、高砂市が適当と認めた場合に福祉用具購入費を支給決定し、支給申請の翌月末に事前に登録された販売事業者の口座に振込を行います。(※振込前に販売事業者あてに「介護保険償還払支給決定通知書(受領委任)」を、要介護者等あてに「介護保険償還払支給のお知らせ」を、それぞれ送付します。)

※申請の内容によっては、支給が遅れる場合や、支給出来ない場合があります。

受領委任払の利用制限について

受領委任払を利用するにあたり、利用しようとする方が下に掲げる要件に1つでも該当する場合は、受領委任払は利用できませんので、ご注意下さい。

① 給付制限を受けている場合

※介護保険被保険者証でご確認ください。

② 介護保険料の滞納がある場合

③ 生活保護を受給している場合

④ 医療機関に入院中又は介護保険施設に入所中の場合

⑤ 要介護・要支援認定において新規申請中の場合

※購入時点及び支給申請時点において要介護・要支援認定を受けていることが必要です。

【福祉用具購入費の助成に関するお問い合わせ先】



高砂市 市民部 保険年金室 介護保険課 介護給付係
〒676-8501 兵庫県高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号
TEL:079-443-9063 FAX:079-444-2304
MAIL:tact2500@city.takasago.lg.jp